

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース  
2023/10/9号 (No. 541)

=====

【ジェットロ香港事務所からのお知らせ】

この度、ジェットロ・香港事務所では、1. 「在中国 EU 商工会議所、2023/2024 版のポジションペーパーを発表」と、2. 「CNIPA、特許の産業分野別ライセンス実施料・実施料率データの更新版を発表」と題する記事を作成しました。

1. 本記事は、9月20日に在中国欧州連合商工会議所が発表した「中国における欧州ビジネス・ポジションペーパー2023/2024」の概要を紹介するものとなります。是非ご一読いただければ幸いです。

○【香港発中国創新 IP 情報】 在中国 EU 商工会議所、2023/2024 版のポジションペーパーを発表  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/pdf/report\\_20230922.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20230922.pdf)

2. 本記事は、9月21日に国家知識産権局（CNIPA）が発表した「2022年及び最近5年に届出された専利 ライセンス契約関連実施料率データ」の概要を紹介するものとなります。是非ご一読いただければ幸いです。

○【香港発中国創新 IP 情報】 CNIPA、特許の産業分野別ライセンス実施料・実施料率データの更新版を発表  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/pdf/report\\_20230926.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20230926.pdf)

★上記記事に関するお問い合わせ先

ジェットロ・香港事務所 知的財産部

Tel: +852-2501-7262、E-mail: [hk\\_ip@jetro.go.jp](mailto:hk_ip@jetro.go.jp)

=====

○ 法律・法規等

1. 河北省、知的財産権保護と促進を強化する新条例を可決=11月1日より施行(中国政府網 2023年9月23日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局、市民に知的財産権保護の情報提供を呼びかけ(国家知識産権網 2023年9月26日)

2. 国家知識産権局、「商標譲渡手続きに関するガイドライン」を発表 (国家知識産権網 2023年9月25日)

3. 「同日出願手続きに関するガイドライン」が公表 適切な商標登録を促す(国家知識産権網 2023年9月25日)

4. 国家知識産権局、ファーウェイとシャオミの特許権侵害紛争を結審 クロスライセンス契約で合意(国家知識産権網 2023年9月25日)
5. 国家知識産権局、「知的財産権行政保護技術調査官管理弁法」を公表(国家知識産権網 2023年9月25日)
6. 国家知識産権局、「主要デジタル技術特許分類体系(2023)」を発表(国家知識産権網 2023年9月25日)
7. 中国-EU 地理的表示合同委員会、北京で第2回会議を開催(商務部公式サイト 2023年9月22日)
8. 「知的財産権鑑定機構名簿管理弁法」を国家知識産権局が公表(国家知識産権網 2023年9月22日)

○ 地方政府の動き

【華東地域】

1. 浙江省、16の専利導航サービス基地の運用を開始(中国知識産権资讯网 2023年9月25日)
2. 浙江省、データ知的財産制度の改革推進会を開催(国家知識産権網 2023年9月20日)
3. 長江デルタ4地域、公平競争政策を一体化へ 協力協定調印(国家市場監管総局公式サイト 2023年9月19日)

【華東地域】

4. 広東省と澳門、知的財産権に関する協力協定を締結＝粵港澳グレートベイエリアでの連携を強化(国家知識産権網 2023年9月27日)

○ 司法関連の動き

1. 江蘇省高級法院、知的財産権の司法保護を強化 新施策打ち出す(中国保護知識産権網 2023年9月25日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 四川省、知的財産権侵害・劣悪商品を廃棄処分 総額 4300 万元(国家市場監管総局公式サイト 2023年9月21日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 中国財産権協会の知的財産権(技術)取引分会が北京で設立(中国知識産権资讯网 2023年9月28日)

○ 統計関連

1. 東アジアが世界の科学技術クラスタートップ5を独占、中国が最多 = 「GII 2023年版」(中国知識産権资讯网 2023年9月22日)
2. 国家知識産権局、専利実施許諾契約の統計データを公表(国家知識産権網 2023年9月21日)

3. 中国、R&D 費が 3 兆元を突破 = 7 年連続で 2 桁成長を維持(中国政府網 2023 年 9 月 19 日)

○ その他知財関連

1. 広東と香港が知的財産権と中小企業の発展に関するシンポジウムを開催(中国保護知識産権網 2023 年 9 月 28 日)

---

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 河北省、知的財産権保護と促進を強化する新条例を可決=11 月 1 日より施行★★★

9 月 21 日、河北省の第 14 期人民代表大会常務委員会が第 5 回会議を開催し、「河北省知的財産権保護と促進条例」を正式に採択した。この新たな条例は 11 月 1 日から実施される。

新条例には、知的財産権の創出、成長、運用、保護、管理、そしてサービスに関する詳細な規定が明記されている。地域的な立法措置をとることで、知的財産権の保護と促進における著しい課題の解決、そして知的財産権制度を通じたイノベーションのさらなる推進が期待されている。

この条例では、知的財産権の活用と変革の促進として、転移・転化メカニズムの最適化や知的財産権と産業との統合の促進などが強調されている。さらに、イノベーションの推進と知的財産権の保護の観点から、政府関連部署には新領域や新業態における知的財産権の保護制度の徹底を、業界団体には自らの保護や権利保護体制の導入・整備を促す内容が含まれている。

(出典：中国政府網 2023 年 9 月 23 日)

[https://www.gov.cn/lianbo/difang/202309/content\\_6905826.htm](https://www.gov.cn/lianbo/difang/202309/content_6905826.htm)

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局、市民に知的財産権保護の情報提供を呼びかけ★★★

中国国家知識産権局(CNIPA)は、中央宣伝部や国家市場監督管理総局とともに監査グループを結成し、地方政府を対象に、知的財産権保護に関連する業務の執行監査を強化するとの方針を打ち出した。CNIPA は現在、一般市民や関連機関からの情報提供を呼びかけている。

今回の監査では、特に以下の焦点が設定されている。

一、法の基準に沿って適時に対応しないことで、権利者の合法的権利が侵害された行政や司法の事件。

二、市場や展示会などの重点監視地域に多発する権利侵害や模倣事件が、効果的に抑制されていないケース。

三、悪意のある商標登録行為（有名ブランドの便乗使用など）に対する適切な規制が取られていない事例。

四、知的財産権の代理やサービス業界での不正行為。

- 五、海外での知的財産権紛争に対しての指導やサポートが不足しているケース。
- 六、知的財産権に関する行政的決定や司法判決が執行されていないケース。
- 七、大規模な知的財産権侵害行為、または特定の地域が模倣商品の中心地として機能しているケース。
- 八、その他、知的財産権保護に関連するさまざまな問題。

市民は特設された電話番号（010-81938833）や WeChat の「知的財産権保護関連情報提供掲示板」というミニプログラムを通じて、情報提供が可能。収集された情報については、監査グループが事実関係を確認の上、適切な対応を行うとのこと。

(出典：国家知識産権網 2023 年 9 月 26 日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/26/art\\_53\\_187795.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/26/art_53_187795.html)

### ★★★2. 国家知識産権局、「商標譲渡手続きに関するガイドライン」を発表 ★★★

商標譲渡に関する法的な取り決めや審査プロセスに関する経営者の理解を深め、商標譲渡によって起こる混同やその他の悪影響を防ぐために、国家知識産権局（CNIPA）は、関係者への参考資料として提供される「商標譲渡手続きに関するガイドライン」を策定した。

この「ガイドライン」は、商標譲渡の対象となる範囲の確認、商標譲渡における基本的な要求の詳細化、混同や悪影響を引き起こす可能性のある具体的な状況の明確化を行っている。また、商標譲渡時における様々なリスクを提示し、関係者が安全かつ適切に手続きを進めるための参考情報を提供している。

この新たなガイドラインの導入により、商標の譲渡がよりスムーズに行われるとともに、関係者が直面するリスクを最小限に抑えることが期待される。

(出典：国家知識産権網 2023 年 9 月 25 日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/25/art\\_66\\_187778.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/25/art_66_187778.html)

### ★★★3. 「同日出願手続に関するガイドライン」が公表 適切な商標登録を促す★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は、知的財産権の保護をさらに強化するため、「商標登録の同日出願手続に関するガイドライン」を作成し、公開した。このガイドラインは、商標登録の品質の向上と監視管理の強化を目指し、商標登録の同日出願に関する法的手続きと審査プロセスの理解をサポートするものとなっている。

新しい「ガイドライン」は、以下の 4 つのセクションから成り立っている。

- 一、商標登録同日出願を正しく理解する
- 二、商標登録同日出願の審査手続
- 三、商標登録同日出願審査手続の例外状況
- 四、商標登録同日出願手続の注意事項

このガイドラインの導入により、商標登録の品質向上を期待するとともに、誠実信用原則に基づく出願を促進することを目指している。関連する経営主体や出願者は、このガイドラインを参考にして、

より適切な商標登録出願を進めることが期待される。

(出典：国家知識産権網 2023年9月25日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/25/art\\_66\\_187777.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/25/art_66_187777.html)

#### ★★★4. 国家知識産権局、ファーウェイとシャオミの特許権侵害紛争を結審 クロスライセンス契約で合意★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は最近、通信機器大手である華為技術（ファーウェイ）とスマートフォンメーカーの小米科技（シャオミ）の間で発生していた特許権侵害紛争に関する一連の行政裁決事件を審理し、結審した。同局が取り扱った重大特許権侵害紛争行政裁決の第2陣となる事件である。

年初から、CNIPAは特許法および「重大特許侵害紛争行政裁決弁法」の関連規定に基づいて、ファーウェイとシャオミの間で生じた特許権侵害紛争事件を10件受理し、立件した。これらの事件の中には、通信分野の標準必須特許に関するものも含まれている。立件の後、CNIPAは双方の間で数回の行政調停を実施し、関連特許のクロスライセンスに関する複数回の協議を行うよう促進した。この取り組みの結果、双方は9月14日に特許クロスライセンス契約に関して合意に達した。

この事件の処理を通じて、CNIPAの行政裁決手続きの効率性、専門性、権威性が再確認され、今後の同種の事件への対応に有益な参考となることが期待されている。

(出典：国家知識産権網 2023年9月25日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/25/art\\_53\\_187784.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/25/art_53_187784.html)

#### ★★★5. 国家知識産権局、「知的財産権行政保護技術調査官管理弁法」を公表★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は、技術調査官の活動を標準化し、知的財産権行政事件の処理を一層効率的にするための「知的財産権行政保護技術調査官管理弁法」を公開した。

この新たな「弁法」は、技術調査官の位置づけや職責、採用方法、権利と義務、任命と派遣、手続きと規範、そして管理方法など、総計48条の具体的な規定で構成されている。特に、技術調査官の活動を中央と地方の二つの管理レベルで監督する新しい体制が導入されることが注目される。国家知識産権局は、国全体に影響を及ぼす重要な知的財産権行政事件に関する技術調査官の採用と管理を担当。一方、各省の知的財産権管理部門は、その管轄区域内での技術調査官の統一管理を受け持つこととなる。

さらに、この「弁法」に基づき、行政事件を処理する際に、国家知識産権局や各地方の知的財産権管理部門は、全国技術調査官情報バンクから必要な技術調査官を選出・派遣することが可能となる。この新制度により、技術調査官情報バンクのリソースは効果的に活用され、知的財産権の行政事件処理が一層スムーズに進むことが期待されている。

(出典：国家知識産権網 2023年9月25日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/25/art\\_66\\_187783.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/25/art_66_187783.html)

**★★★6. 国家知識産権局、「主要デジタル技術特許分類体系(2023)」を公表★★★**

先日、国家知識産権局(CNIPA)が「主要デジタル技術特許分類体系 (2023)」を公表した。これは、主要なデジタル技術特許の規模や構造、品質の統計を強化し、デジタル経済における主要なコア技術の研究を支援し、デジタル技術成果の実用化を促進し、さらにデジタル経済と実体経済の統合を深めることを目的としている。

この新しい分類体系は、新興デジタル産業や最先端の技術分野に焦点を当てており、技術の境界を明確に定義し、さまざまな技術分野を整理して、国際的な特許分類との関連性を構築している。

具体的には、人工知能やハイエンドチップ、量子情報、IoT、ブロックチェーン、産業用インターネット、メタバースなど、7つの主要な技術分野を中心に分類されている。各技術分野はさらに、線形モデルに基づく分類法を使用して、3から5のレベルのサブカテゴリーに分けられている。

さらに、この新しい分類体系は国際特許分類との一致性を重視し、世界的な特許統計データベースの構築をサポートしている。これにより、デジタル技術特許の統計モニタリングの需要を満たすだけでなく、国際的な特許統計の比較研究のための基盤も築かれている。

(出典：国家知識産権網 2023年9月25日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/25/art\\_75\\_187769.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/25/art_75_187769.html)

**★★★7. 中国-EU 地理的表示合同委員会、北京で第2回会議を開催★★★**

9月21日、北京で中国とEU（欧州連合）の間で地理的表示に関する合同委員会の第2回会議が開催された。会議には、中国商務部、国家知識産権局、欧州委員会農業農村開発総局、および在中国EU代表部の代表者らが出席し、建設的な討議が行われた。

主要議題として、双方の地理的表示（GI）に関する立法の進行状況や「中国 EU 地理的表示協定」の実施に関する情報共有が行われた。加えて、産業界からの要望や、第2陣のGIリストの審査など、具体的な内容についても議論が交わされた。

会議の結果、双方は「中国 EU 地理的表示協定」を通じて提供される利益を、より多くの企業や消費者が享受できるよう努力することを確認。今後も地理的表示分野での連携と交流をさらに強化し、双方の経済貿易関係を持続的かつ健全に発展させる方針で一致した。

(出典：商務部公式サイト 2023年9月22日)

<http://tfs.mofcom.gov.cn/article/bc/202309/20230903442578.shtml>

**★★★8. 「知的財産権鑑定機構名簿管理弁法」を国家知識産権局が公表★★★**

中国国家知識産権局(CNIPA)は最近、「知的財産権鑑定機構名簿管理弁法」を公表した。この「管理弁法」は、知的財産権侵害に関連する紛争の検証・鑑定業務のメカニズムを確立・整備し、専門性と規範性の向上を図ることを目的としている。

「管理弁法」は、4章26条と3つの付録から成り立っており、総則、推薦と確定、監視管理、付則の各章節に詳細な内容がまとめられている。

具体的には、主な3つのポイントが挙げられる。第一に、知的財産権鑑定機構の選考と管理をより

厳格にすること。第二に、鑑定機構名簿の選考基準を明確化すること。そして第三に、名簿に収録される鑑定機構の監視管理を規範化することが目標とされている。

また、「管理弁法」には、鑑定人または鑑定機関が知的財産権の鑑定業務において法律や規定を違反した場合、その機構や個人を名簿から除名する取り決めが明記されている。この新规定により、知的財産権の鑑定業務に従事する基準が一層厳格になることが期待される。

(出典：国家知識産権網 2023年9月22日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/22/art\\_66\\_187749.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/22/art_66_187749.html)

## ○ 地方政府の動き

### 【華東地域】

#### ★★★1. 浙江省、16の専利導航サービス基地の運用を開始★★★

浙江省市場監督管理局（知識産権局）がこのほど専利導航（IP ランドスケープ）活動現場推進会を開催した。この推進会で16の専利導航サービス基地が始動し、30の専利導航典型定期事例が発表された。

浙江省ではこれまでに200件以上の専利導航プロジェクトが実施されている。次世代情報技術、先端設備製造、新エネルギーなどの先端製造業クラスターが含まれる。今回運用が開始された16の専利導航サービス基地は、7つの国家級基地、9つの省級基地を含み、22の知的財産権情報公共サービス拠点、50以上の大学・研究機関、20以上の産業パークと交流、協力を行っている。

市場監督管理局関係者は今後の活動計画について、専利導航プロジェクトの実施を引き続き推進し、サービス基地の整備、成果の普及などに取り組むと説明している。

(出典：中国知識産権資訊網 2023年9月25日)

[http://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=138609](http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=138609)

#### ★★★2. 浙江省、データ知的財産制度の改革推進会を開催★★★

9月14日、浙江省舟山市において、データ知的財産制度の改革に関する推進会が開催された。浙江省内の11都市を含む各地から、データ知的財産制度改革の取り組みを率いる責任者たちがこの会議に参加した。

会議にて明らかにされた情報によれば、浙江省はこれまでにデータ知的財産権の登録申請を948件受理し、その中の313件についての登録を承認した。さらに、データ知的財産権を担保とした融資の総額は、4億6581万元に上り、海洋ビッグデータ、電子商取引、医療、地理情報をはじめとした11の主要産業での実際の活用が進められている。

この会議では、今年の1月から9月までの改革作業の成果が総括され、今後の具体的な改革推進計画が確定された。特に舟山、杭州、竜港の市場監督監理局からは、それぞれの地域での取り組み、例えば海洋ビッグデータの知的財産権制度改革やデータ知的財産権取引の新体制、データ知的財産権担保融資の実務経験についての詳しい報告がなされた。

また、新たな取り組みとして、浙江省知的財産権標準化技術委員会のデータ知的財産作業部会の設

立や、海洋ビッグデータ産業知的財産権連盟の銘板除幕式もこの場で行われた。

(出典：国家知識産権網 2023 年 9 月 20 日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/20/art\\_57\\_187679.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/20/art_57_187679.html)

### ★★★3. 長江デルタ 4 地域、公平競争政策を一体化へ 協力協定調印★★★

先日、江蘇省南京市で開催された第 10 回中国公平競争政策国際フォーラムおよび全国公平競争大会において、重要な協定が結ばれた。長江デルタ地域を代表する江蘇省、浙江省、安徽省、上海市の市場監督監理局が、地域における公平競争政策の一体化を目指し、協力協定に調印した。

この協力協定は 4 つの核心的な側面を持つ。まず、公平競争審査制度の共同推進に関しては、異なる地域間での意思疎通や監視指導を確立。これにより、各地域の活動の成果を共有し、より効果的な審査体制を構築する目的がある。

また、事業者の集中審査についても地域協力を強化し、長江デルタ企業の健全な成長をサポートするための共同研修訓練を推進する。

独占や不正競争に関する法執行の協力も強化される方針。これは、公平な競争環境の確保を目的とし、各地域間での重要情報の共有や相互承認の手法を採用することで、より迅速かつ効果的な対応を目指すものである。

そして、最後に公平競争に対する社会的な認識を高めるため、普及啓発活動やリソースの共有、活動交流のプラットフォームを構築。これにより、一般市民を含めた社会全体の公平競争に対する意識や理解を深めることを目的としている。

(出典：国家市場監督総局公式サイト 2023 年 9 月 19 日)

[https://www.samr.gov.cn/xw/df/art/2023/art\\_6f010e2421df4756bc035510a930dbbe.html](https://www.samr.gov.cn/xw/df/art/2023/art_6f010e2421df4756bc035510a930dbbe.html)

## 【華南地域】

### ★★★4. 広東省と澳門、知的財産権に関する協力協定を締結＝粵港澳グレーターベイエリアでの連携を強化★★★

9 月 19 日、澳門で行われた広東澳門協力合同会議において、広東省の市場監督管理局（知識産権局）と澳門特別行政区政府の経済及び科技發展局が「広東澳門知的財産権協力協定（2023～2025）」を締結し、正式に調印した。

近年、広東と澳門の両知的財産権管理当局は、粵港澳グレーターベイエリア知的財産権取引博覧会や粵港澳税関知的財産権法執行協力会議の開催、また、マカオ出願人を対象とする特許出願の優先審査試行プログラムなど、様々な取り組みを進め、協力関係を一層深化させてきた。

新たに締結された協定は、広東と澳門の知的財産権活動の多岐にわたる側面を網羅。両当局は、知的財産権の保護、運用、交流、リソース共有、普及啓発など、幅広い分野での協力を強化する方向性を確認。これにより、双方の交流と協力がさらに活発化し、協力の範囲や水準を拡大する動きが加速することが予期されている。

(出典：国家知識産権網 2023 年 9 月 27 日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/27/art\\_57\\_187811.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/27/art_57_187811.html)

## ○ 司法関連の動き

### ★★★1. 江蘇省高級法院、知的財産権の司法保護を強化 新施策打ち出す★★★

江蘇省高級人民法院（高等裁判所）は最近、地域のイノベーションを支えるために知的財産権に関する司法保護を一層強化する新たな行動プランを発表した。このプランは、江蘇省の経済・社会の実状、そして知的財産権裁判の現行状態と将来の展望を考慮して、具体的な施策と重点任務を明確にした。

具体的には、この行動プランは6つの主要な側面から、24の具体的な施策を提案した。特に注目されるのは、コア技術の知財保護に関して、バイオ医薬、半導体、人工知能、新素材などの技術に関連する知的財産権事件の第一審事件を、上級裁判所が審理することを明記している。

さらに、研究開発者の知的労働を迅速に保護するための審査メカニズムの導入や、イノベーションの中心を担う「専精特新」の小巨人企業の知財管理・保護能力の強化をサポートするイベントの開催など、広範な内容が取り入れられている。

(出典：中国保護知識産権網 2023年9月25日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dffy/202309/1981461.html>

## ○ ニセモノ、権利侵害問題

### ★★★1. 四川省、知的財産権侵害・劣悪商品を廃棄処分 総額4300万元★★★

先日、中国国家質量強国建設協調推進指導グループ弁公室と国家市場監督管理総局が主導し、四川省を含む各地で「知的財産権侵害・劣悪商品一斉廃棄処分イベント」が実施された。四川省におけるこのイベント会場では、総額で4300万元相当の知的財産権侵害・劣悪商品が廃棄処分となりました。

近年、四川省では知的財産権の保護を一層強化。模倣品や権利侵害行為に対する取り締まりが厳格化され、市場監督管理局を中心とする各関連当局が連携して権利者や消費者の権益保護に取り組んできた。

今回のイベントは、国の取り組みとして、検察院、公安庁、生態環境庁など22政府部門が参加した。また、五糧液や貴州茅台（マオタイ）といった企業が現場での展示会や真贋判定説明会を開催。これにより、消費者への正確な情報提供と模倣品への警戒感を高めることを目指した。

廃棄となった商品の中には、食品や食品添加物、化粧品、医療機器、日用品、産業用品などが含まれており、これらの商品の重量は合計で40トン、総額は4300万元に達した。

(出典：国家市場監督総局公式サイト 2023年9月21日)

[https://www.samr.gov.cn/xw/df/art/2023/art\\_bc941ccff055409bb853369ee9e76bf5.html](https://www.samr.gov.cn/xw/df/art/2023/art_bc941ccff055409bb853369ee9e76bf5.html)

## ○ 中国企業のイノベーションと知財動向

### ★★★1. 中国財産権協会の知的財産権（技術）交易分会が北京で設立★★★

9月26日、中国企業国有財産権交易機構協会（中国財産権協会）の知的財産権（技術）交易分会

が北京で設立された。中国石油天然ガス集団有限公司や天津財産権交易センター有限公司など 41 社が加盟し、国有企業のイノベーションにおける主体的役割を生かし、その知的財産権運営能力の向上で科学技術の高品質な発展を促進することが趣旨とされている。

中国の財産権市場では昨年、1 万 8692 件の知的財産権取引（技術契約登録を含む）が成立し、取引総額は 1073 億元を超えている。この中で、中央企業の取引総額は 86.84 億元、地方国有企業の取引総額は 3168.85 万元であった。年間取引規模は強力な成長傾向を示している。

中国財産権協会の夏忠仁秘書長は、知的財産権（技術）取引分会の設立を機に、政府部門や業界協会、中央企業、地方国有企業、取引所、サービス機構が連携して、知的財産権の市場化運営体制の整備を共に推進するよう呼びかけた。

(出典：中国知識産権资讯网 2023 年 9 月 28 日)

[http://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=138632](http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=138632)

#### ○ 統計関連

### ★★★1. 東アジアが世界の科学技術クラスタートップ 5 を独占、中国が最多 = 「GII 2023 年版」★★★

世界知的所有権機関（WIPO）が 20 日に発表した「グローバル・イノベーション・インデックス（GII）2023 年版」によれば、世界の科学技術クラスタートップ 5 が東アジア地域に集中しており、特に中国が最多のクラスタを擁する国となった。

GII は各国・エコノミーのイノベーション能力を年間でランキング化し、全世界のイノベーションの動向を詳細に捉えている。具体的には、2017 年から WIPO が特許出願の動向や科学論文の発表状況をもとに、130 以上のエコノミーの中からトップ 100 の科学技術クラスタを選出しており、今年もその結果が発表された。その結果、2023 年においては、東京—横浜が世界最大の科学技術クラスタで首位に輝き、2 位から 5 位には、深セン—香港—広州、ソウル、北京、上海—蘇州と、東アジアの都市群が名を連ねた。

また、中国は今年、科学技術クラスタが 24 ヶ所となり、昨年の 21 ヶ所からさらに増加した。他の中所得エコノミーでも、科学技術の進歩による目覚ましい発展が見られた。特に、インドはトップレベルの科学技術クラスタを 4 ヶ所保持し、中でもチェンナイとバンガロールの研究者やサイエンスライターの数が急増した。

(出典：中国知識産権资讯网 2023 年 9 月 22 日)

[http://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=138597](http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=138597)

### ★★★2. 国家知識産権局、専利実施許諾契約の統計データを公表★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は 2018 年から 2022 年までの専利（特許、実用新案、意匠）実施許諾契約の使用料などに関する統計データを公表した。

これらのデータは CNIPA で登録されている専利実施許諾契約に基づいてまとめられたもので、支払方法や成約金額、ロイヤリティ率などの情報が盛り込まれている。契約件数は 1 万 9328 件で、5 万

2183 件の専利が含まれる。権利別にみれば、特許が 51.0%、実用新案が 39.1%、意匠が 9.9%をそれぞれ占めている。

固定金額または換算可能金額で支払われる許諾契約は 1 万 1959 件、全体の 61.9%を占め、総金額は 399.9 億元、平均許諾年数は 3.9 年である。一方、ロイヤリティ率に基づいて支払われる許諾契約は 1344 件、無償の許諾契約は 6025 件となっている。

(出典：国家知識産権網 2023 年 9 月 21 日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/21/art\\_75\\_187694.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/21/art_75_187694.html)

### ★★★3. 中国、R&D 費が 3 兆元を突破 = 7 年連続で 2 桁成長を維持★★★

9 月 18 日、国家統計局、科学技術部、財政部が共同で「2022 年全国科学技術経費投入統計公報」を発表した。中国の研究開発 (R&D) 費が前年比 10.1%増の 3 兆 782 億 9000 万元に達するなど、科学技術への投入の勢いが続く中、その背景や構造にも変化が見られた。

公報によれば、2022 年の R&D 費の増加は、7 年連続で 2 桁の成長を維持している。特に R&D 強度、すなわち R&D 投入が国内総生産 (GDP) に占める割合は、前年比 0.11 ポイント増の 2.54%に上昇した。10 年前の 2012 年の 1.91%から、明らかな進展を示す数値となった。

また、R&D 費の構造も進化を遂げている。基礎研究への投資が 2000 億元を超え、合計で 2023 億 5000 万元に達するなど、前年に比べ 11.4%の増加を見せている。これにより、中国の技術革新能力の向上がさらに進められていると指摘されている。

さらに、企業が R&D の主導者としてその地位を強化した。2022 年の企業による R&D 投入の増加寄与度は、前年比 4.6 ポイント増の 84%に達し、R&D 費の増加を牽引する主要な役割を果たしている。全国の R&D 費の中、企業が占める割合も 0.65 ポイント増の 77.6%と、ますますその地位を固めている。

(出典：中国政府網 2023 年 9 月 19 日)

[https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202309/content\\_6904836.htm](https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202309/content_6904836.htm)

## ○ その他知財関連

### ★★★1. 広東と香港が知的財産権と中小企業の発展に関するシンポジウムを開催★★★

9 月 27 日、広東省・惠州市で「2023 年広東香港知的財産権と中小企業発展シンポジウム」が開催された。このイベントは、広東省市場監督管理局 (知識産権局)、惠州市政府、香港特別行政区政府知的財産権署、香港貿易発展局の共同主催となった。

このシンポジウムは、広東と香港間の「知的財産権保護協力専門グループ」が進めている長期協力プロジェクトであり、両地域の経済貿易協力をさらに深化させるための重要なステップとして位置づけられている。今年のテーマは「グレーターベイエリアにおける中小企業イノベーションと成長：知的財産権専門サービスの需要と供給」と題され、これに沿った多角的な議論が展開された。

世界知的所有権機関 (WIPO) をはじめ、香港、中国大陸部からの知的財産権の専門家たちが集結した。中小企業との連携を通じて、知的財産権の保護意識の向上や、イノベーションを奨励する方針

についての意見交換が活発に行われた。参加者たちは、今後の業界の発展に向けての共通のビジョンや方針について議論し、新たな協力の方向性を模索した。

(出典：中国保護知識産権網 2023年9月28日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/xg/202309/1981520.html>

=====

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年5回開催する予定の全体会合(メンバー間の情報交換や各種講演を実施)や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局 (ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

[https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW\\_GIj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

[https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn\\_beijing/mail.html](https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html)

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます(※更新頻度は四半期に一度程度となります)。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : [pcb-ip@jetro.go.jp](mailto:pcb-ip@jetro.go.jp)

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

**【免責】**

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

**【発行】**

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved